

「専属的」等の文言が用いられていない韓国の裁判所への国際的管轄の合意の専属性

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和5年3月24日
【事件番号】 令和3年（ワ）第12752号
【事件名】 損害賠償等請求事件
【裁判結果】 却下
【参照法令】 民事訴訟法3条の7
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25608671

桃山学院大学教授 本間 学

事実の概要

Xは、韓国に本店を有する、化粧品原料の研究開発、製造、輸出等を目的とする株式会社であり、Yは、化粧品・美容用品等の製造、開発、輸入及び販売等を目的とする株式会社で、東京都港区に本店を有している。

Xは、平成24年8月8日、Yとの間で、日本国内における原告製品の独占的販売に関する取引基本契約（以下「本件基本契約」という）を締結した。本件基本契約の契約書（以下「本件基本契約書」という）には、概要、次のような規定が置かれている。

ア Xは、原告製品を販売する日本国内唯一の独占販売者としてYを指定し、Yはこれを受諾する。（本件基本契約書2条1項）

イ Yは、本件基本契約期間中に、原告製品の販売を拡大するために最善の努力をする。（同6条1項）

ウ Yは、原告製品に類似した製品を製造しようとする場合、それをXに事前通知し承諾を得るものとする。（同条2項）

エ 本件基本契約に関連する異議発生時は、韓国の法律が決めるところにより解釈されて、紛争時の管轄法院は水原地方法院とする。（同12条。以下「本件管轄条項」という）

Xは、令和3年5月19日、Yの当時の代表者Aのフェイスブックにおける内容虚偽の投稿により、Xの信用・名誉が棄損され、計880万円の損害を被ったと主張して、Aの相続人に対しては不法行為に基づく損害の賠償等を、Yに対しては

会社法350条に基づく損害の賠償等を求める訴えを、東京地裁に提起した。その後Xは、Yが、自らの取り扱う原告製品以外の製品について虚偽の広告をして、商品の広告にその商品の品質について誤認させるような表示をし、かつ、その表示をした商品を譲渡した（不正競争防止法2条1項20号）ことにより、Xは原告製品の販売機会を失ったなどと主張して、同年10月25日、Yに対し、同法4条に基づく損害賠償請求を予備的請求として追加した。

さらにXは、令和4年8月5日、訴えを追加的に変更するとして、YがXの競合他社から類似品を仕入販売したこと等が本件基本契約6条1項及び2項に違反すると主張して、Yに対し、韓国民法上の債務不履行に基づく損害賠償等を求める請求を追加した（以下「本件請求」という）。

これに対しYは、本案前の抗弁として、本件管轄条項は専属的管轄合意であること等を理由に本件請求については日本の裁判所に国際裁判管轄がないと主張して、訴え却下を求めた。

判決の要旨

（分離して本件請求につき）訴え却下。

「本件管轄条項は、本件基本契約に関連する紛争の管轄法院（裁判所）は水原地方法院（裁判所）とする旨規定しており、その文言からは、本件基本契約に係る紛争について、特定の裁判所で解決を図る旨を定めたものと解するのが合理的である。

また、……原告は韓国に本店を有する株式会社であり、被告は日本に本店を有する株式会社であるから、本件管轄条項がなくとも、原告と被告との間の本件基本契約に係る訴訟については、韓国又は日本の裁判所に国際裁判管轄が生じ得るから、専属的管轄を定めるのでなければ、原告と被告が、あえてその一方である韓国の裁判所を管轄裁判所と定める意義は乏しい。

これらに加えて、本件管轄条項では、韓国法を準拠法とする旨定められているところ、韓国法に基づく請求について、日本の裁判所よりも韓国の裁判所において審理するのが適当であることは明らかであることを踏まえると、本件管轄条項は、『専属的』等の文言が用いられてはいないものの、日本の裁判所の管轄を排除する旨を含む専属的管轄合意を定めたものと解するのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

国際取引においては、紛争解決地や事件処理に対する予測可能性を確保し、迅速な紛争処理が可能となるよう、特定の国の裁判所への訴え提起が可能とする契約条項を置くことが一般的である。このような国際裁判管轄の合意には、法定管轄権のない国に新たな管轄権を認める合意（付加的合意）と合意された国以外の国の法定管轄権を排除する合意（専属的合意）があるが、ある管轄条項がそのいずれであるか一義的に明確でないケースも多い。民事訴訟法（以下「民訴法」という）3条の7は、国際裁判管轄の合意の有効性及び方式につき定めを置いているが、ある管轄条項をいずれの趣旨の管轄合意と解すべきか争いのある場合についての規定はない。

この点本判決は、韓国法人X社が日本法人Y社を日本で提訴したのに対して、Yが韓国裁判所への専属的管轄合意を援用して訴え却下を求めた事案において、当該国際裁判管轄の合意について「専属的」等の文言が用いられていないものの、日本の裁判所の管轄を排除する旨の専属的合意管轄を定めたものであるとした。国際裁判管轄合意の専属性に関する解釈が示された数少ない事例として注目に値する。もっとも本判決では、専属性判断にあたり前提となるはずの合意の準拠法については全く触れられておらず、また、専属性を肯定し

た理由も判然としない。

二 国際裁判管轄の合意の準拠法

1 議論状況

国際裁判管轄の合意が専属的なものか、付加的なものかの判断にあたっては、その前提として、どのような法律に準拠して判断をなすべきかが問題となる¹⁾。国際裁判管轄に日本の裁判所が適法に拘束されるか（合意の適法性、日本における許容性）、及びそれを訴訟上どのように扱うか（合意の訴訟法的な効果）については、民訴法3条の7が定めを置く²⁾が、合意の成立・（実体的）効果の準拠法について直接定める規定は存在しない。判例として最判昭50・11・28³⁾（以下「最高裁昭和50年判決」という）があるが、その意味するところの理解は分かれる。

多数説は同判決を、国際裁判管轄の合意の成立及び効力についても、専らわが国民訴法によるべき問題、すなわち法廷地法の問題であると解したものとす⁴⁾。つまり、原審は「本件国際的裁判管轄の合意の有効性の判断の準拠法は契約の準拠法ではなく、これを問題にする法廷地たる日本の国際民事訴訟法」であるとしたが、最高裁はこの判断を是認したものと理解する⁵⁾。

これに対し最近の学説は、国際裁判管轄の合意の成立、効力の問題を、当事者自治の観点から当事者によって選択された法によって判断しようとする傾向にある⁶⁾。この見解は、後述する国際的な仲裁契約に関する最判平9・9・4⁷⁾（以下「最高裁平成9年判決」という）の考え方を国際裁判管轄の合意に援用する⁸⁾。当事者の合意によってわが国における紛争解決を排除している点で、国際裁判管轄の合意は国際仲裁合意と共通する点に着目したものである。そしてこの立場は、最高裁昭和50年判決を次のようにみる。同判決は確かに原審の判示に言及しているが、それは「管轄合意がわが国の裁判権を排除する効力を有するか（訴訟法上の効果）」という問題に限り、準拠法が法廷地法であることを是認したにすぎない⁹⁾、と。

2 国際仲裁に関する最高裁平成9年判決

上述した最高裁平成9年判決では、日本法人α社と外国法人β社との間の仲裁契約の効力が、α社がβ社の代表者γ個人を相手に提起した不法行為を理由とする損害賠償請求権にも及び、その結

果、仲裁契約を根拠とする γ の妨訴抗弁が認められるかが問題となった。同判決は次の理由からこれを肯定した。すなわち、①当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の性質からすれば、仲裁契約の効力の準拠法は当事者の意思によって定まるべきである、②原告の訴えに対して被告が抗弁として主張する仲裁契約の訴訟法上の効果（訴訟排除効）いかなは、法廷地によって定まる問題であるが、そのような効果が原被告間で認められるか否かは、仲裁契約が一定の範囲の紛争を訴訟によらず解決することを定めていることと表裏一体の関係に立つから、原則として仲裁契約の準拠法によって決定されるべきである、という。かかる表裏一体的理解により同判決は、訴訟排除効が認められ国家裁判所での訴訟が認められないにもかかわらず、仲裁廷でも仲裁合意の対象となっていないとして仲裁が認められないという不当な結果を回避しようとする¹⁰⁾。

このような最高裁平成9年判決の立場は、近時の仲裁法學説に呼応したものである。かつては、仲裁契約は訴訟上の効果を生じさせる訴訟契約であるから、仲裁契約の成立・効果についても手続問題であると性質決定し、仲裁契約には専ら法廷地法が適用されると考える立場が通説であった¹¹⁾。しかし最高裁平成9年判決が現れた頃には既に、仲裁契約の和解契約類似の実体契約的側面や当事者の意思を尊重するという仲裁契約の本質に鑑み、仲裁契約の準拠法を当事者の選択に委ねる立場が通説の立場を占めていた¹²⁾。そしてこの近時の通説は、仲裁契約の成立、内容、解釈及び効力などの実体問題については、基本的には、当事者の定める準拠法によるものとする一方、手続法ルールが強行法規性を有する場合は当事者自治の対象から外している¹³⁾。

三 管轄合意の専属性の判断

国際裁判管轄の合意が専属的か否かを検討した裁判例は僅かであるが¹⁴⁾、これらの裁判例は、管轄合意の準拠法に触れることなく当事者の意思解釈をすることで事案を処理する。本判決もまた同様である。これは意思解釈の問題を、国内事案の実務上の取り扱いと同様、事実問題と解しているようにも映る¹⁵⁾。他方、二1でみた近時の有力説による場合、国際裁判管轄の合意の専属性は管轄合意の効力の問題であり、合意が明らかでな

い場合には当事者の意思解釈の問題となるから、論理的には、当事者の選択した法によることになる¹⁶⁾。

どう考えるべきか。意思解釈の問題は、厳密には法律問題であるし、抵触法もそれを前提とする。合意の準拠法に全く触れない本判決の処理は、この点を等閑視することにつながりかねない¹⁷⁾。法律問題であることを前提に、合意の準拠法を検討すべきである。その上で国際裁判管轄の合意の成立、効力については、一律に法廷地法によるのではなく、当事者の選択した準拠法によるべき問題領域を認めるべきである。国際的な管轄合意については当事者の予測可能性保護の要請が高い¹⁸⁾、上記最高裁平成9年判決とも整合的だからである。そしてこのように考える場合、ある問題が当事者の選択した法によるか、あるいは法廷地法によるかを判断する基準が必要となるが、それは当該問題に手続法によるべき公益性が認められるかによることになろう¹⁹⁾。

では、そのような公益性は、国際裁判管轄の合意の専属性の問題について認められるか。当事者の定めた準拠法に依拠し、内国裁判所が準拠法の解釈を調査するとしても、現実にはそれがどのような立場となるのかが判然としない場合が多いことは想像に難くない²⁰⁾。管轄については迅速な確定が要請される点に鑑みると、法廷地法によりその内容を確定することには一定の利点が存在する。

他方で、管轄合意の専属性は、合意の対象となる紛争の範囲と同様、合意の効力の問題であるが、これに比して合意自体の準拠法によるべき要請は強くはない²¹⁾。最高裁平成9年判決が、仲裁に付されるべき紛争の範囲と訴訟排除効が生じる範囲が表裏一体であると解したのは、そのように解さないと、国家裁判所において妨訴抗弁が認められる一方、仲裁廷でも仲裁合意の対象として認められないという不合理な結果が生じる点を考慮したためである。しかし、外国裁判所への管轄の合意が専属的、あるいは付加的であるかが問題となる場合には、外国裁判所がそのいずれで処理をしたとしても、外国裁判所の管轄が否定されることはない。

以上からすれば、外国裁判所への管轄合意の専属性については、手続法によるべき公益性が認められるため、法廷地法によるのが妥当である。専

属性の判断は、当該管轄合意が合意された国以外の法定管轄を排除する趣旨か否かに基づいてなされる²²⁾。

四 本件管轄条項の専属性

本判決は本件管轄条項を、「専属的」等の文言が用いられていないが、韓国の裁判所への専属的合意管轄を定めたものとしている。これは、当該管轄条項がなくとも、本件基本契約に係る訴訟につき韓国又は日本の裁判所に国際裁判管轄が生じうるから、専属的管轄を定めるのでなければ、本件管轄条項を置く意義に乏しいことなどを理由とする。もっとも本判決は、韓国の裁判所に国際裁判管轄が生じうる理由として、当事者の本店所在地が韓国と日本であることを指摘するにとどまり、具体的根拠を示していない。本件管轄条項を専属的管轄合意と解しえたか、疑問なしとしな²³⁾。

なお、涉外事件の場合、専属的合意である旨の明示がない限り、原則として付加的合意と解すべきであるとの指摘もある²⁴⁾。合意管轄裁判所が事件と全く無関係の国の裁判所の場合もあり、専属的管轄と解すると、証拠収集や審理の不都合が生じ、遠隔の国に住む当事者にとっては訴訟追行の断念につながるなど、国内事件とは比較にならない不都合があるためである。本件は、仮に専属的管轄合意と認められたとしても、わが国の国際裁判管轄を排除する管轄合意が問題となる多くの事案とは異なり、管轄合意に反して日本で訴えを提起したのは韓国法人で、本件請求も韓国法に基づくものであるから、そのようなおそれはないだろう。

●—注

- 1) 秋山幹男＝伊藤眞ほか『コンメンタール民事訴訟法 I 〔第3版〕』(日本評論社、2021年)158頁参照。
- 2) 笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法 〔第2版〕』(日本評論社、2013年)54頁、55頁[越山和広]。
- 3) 民集29巻10号1554頁。
- 4) 池原季雄「国際裁判管轄」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座7』(日本評論社、1982年)36頁、渡辺惺之「判批」『国際私法判例百選(新法対応補正版)』(有斐閣、2007年)177頁など。
- 5) 神前禎「合意による管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系3 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林

書院、2002年)138頁参照。

- 6) 出発点を、法廷地法あるいは当事者の選択した準拠法とするかで違いはあるが、このような方向性を示す文献として、神前・前掲注5)139頁、中野俊一郎「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択合意——国際私法・国際民事訴訟法における合意の並行的処理の可能性と限界」斉藤彰編著『国際取引紛争における当事者自治の進展』(法律文化社、2005年)67頁以下、道垣内正人『国際契約実務のための予防法学——準拠法・裁判管轄・仲裁合意』(商事法務、2012年)204頁、秋山＝伊藤ほか・前掲注1)158頁、笠井＝越山・前掲注2)54頁以下[越山和広]、斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二編『注解民事訴訟法(5)〔第2版〕』(青林書院、1991年)404頁以下[山本和彦]など。
- 7) 民集51巻8号3657頁。
- 8) 神前・前掲注5)138頁参照。
- 9) 高橋宏司「判批」『国際私法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年)164頁など。
- 10) 豊澤佳弘「本件判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成9年度(下)』1113頁を参照。また、青山善充「判批」リマックス11号(1995年)174頁も参照。
- 11) 青山・前掲注10)172頁を参照。
- 12) 川上太郎「仲裁」国際法学会編『国際私法講座3巻』(有斐閣、1964年)849頁、喜多川篤典『国際商事仲裁の研究』(東京大学出版会、1978年)14頁、小山昇「仲裁法〔新版〕」(有斐閣、1983年)107頁、小林秀之「国際仲裁に関する序説的検討」上智法学23巻2号(1980年)56頁、澤木敬郎「仲裁契約の準拠法」小島武司＝高桑昭編『注解仲裁法』(青林書院、1988年)217頁、斎藤ほか・前掲注6)421頁[山本和彦]など。
- 13) 川上太郎「仲裁」国際法学会編『国際私法講座3』(有斐閣、1964年)857頁。なお、神前・前掲注5)140頁も参照。
- 14) 東京地判平26・3・26LEX/DB25446336、東京地判平27・3・27判タ1421号238頁など。
- 15) 中西康「判批」リマックス54号(2017年)147頁も同旨。
- 16) 神前・前掲注5)142頁。
- 17) ドイツの裁判実務でも合意の解釈につき事実問題とみる傾向があるが、シャックはこれは適切ではなく、合意の準拠法を検討すべしとしたうえで、迅速な管轄確定の要請から法廷地法を準拠法とする。Vgl. Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 8. Aufl. 2021, Rn. 568.
- 18) 斎藤ほか・前掲注6)404頁以下[山本和彦]参照。
- 19) 高橋・前掲注9)165頁参照。
- 20) 高橋・前掲注9)165頁参照。
- 21) 中西・前掲注15)149頁も同旨。
- 22) 最高裁昭和50年判決を参照。
- 23) 仮に義務履行地管轄の発生を想定していたとして、それが韓国法により認められるか、疑問である。
- 24) 小林秀之＝村上正子『新版国際民事訴訟法』(弘文堂、2020年)65頁など参照。